

## 平成 29 年 2 月 岡崎市文化財保護審議会会議録

**開催日時：**平成 29 年 2 月 21 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

**開催場所：**岡崎市役所西庁舎 7 階 704 号室

**出席委員：**10 名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・内田尚之委員・  
荻野嘉美委員・奥田敏春委員・小林吉光委員・杉野丞委員・鷹巣純委員・  
三浦重光委員・山田伸子委員

**説明のために出席した事務局職員：**6 名

社会教育課：小野鋼二課長・柴田英代文化財班班長・小幡早苗主任主査・  
山口遥介主査・岸本諭主事・浅井幸恵主事

**傍聴者：**なし

### 議事内容

#### 1 協議事項

(1) 市指定天然記念物山中八幡宮のヒメハルゼミ生息地の現状変更(樹木の伐採及び剪定)について

#### 2 報告事項

(1) 市指定天然記念物ゲンジボタルの現状変更(岡崎設楽線の拡幅工事)について

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更(龍城堀西側での設置極埋設工事)について

(3) 市指定天然記念物藤川のまつ並木の補植について

(4) 岡崎城跡菅生川端石垣発掘調査について

(5) 北山湿地の県指定天然記念物への指定について

(6) 平成 29 年度日本遺産の申請について

### 議題及び議事の要旨

#### 1 協議事項

(1) 市指定天然記念物山中八幡宮のヒメハルゼミ生息地の現状変更(樹木の伐採及び剪定)について

#### 【社会教育課説明要旨】

市指定天然記念物「山中八幡宮のヒメハルゼミ生息地」において、特別高圧送電線へ接近している樹木の伐採を行いたい旨、事業者より連絡があった。通常、特別高圧送電線設置においては電気事業法第 39 条第 1 項での維持が定められているが、当該区域は指定地の中でも特に多く生息する場所であり、ヒメハルゼミの生息地への影響を最小限に抑えることのできる方法を協議している。

#### 【質疑応答】(・委員、事務局)

- ・天然記念物との関わりとしては、一番下の送電線のたわみや揺れを考慮した制限離隔を保持するため、制限離隔以上の伐採が必要ということである。  
制限離隔は 4.64m であるが、樹木の成長も考慮し、今後 4 年間は伐採しなくてもいいように大きく伐採したいと事業者は考えているようだ。
- ・今回の伐採箇所は、近年中に電気事業法で定められた特別高圧送電線の制限離隔を割

るとされる樹木の一带であるが、ヒメハルゼミが群生する一带と被る。

- ・ヒメハルゼミはシイ・カシを好むが、この一带には幼木は少なく、大木がほとんどであり、葉のついた部分を大きく伐採されると枯れてしまう可能性がある。シイ・カシは指定範囲内の他の場所にもあるが、ヒメハルゼミの生息地が広がっているということはないようだ。それというのも、ヒメハルゼミには一匹の鳴き声に集まり、その場所に執着する習性があり、局地的な生息になりがちで生息地が広がらないからだ。
- ・ヒメハルゼミ生息地の指定自体は昭和 57 年であるが、鉄塔はそれ以前からあったと記憶している。建った際には生息地に大きな影響があったと考えられるが、今もヒメハルゼミが生息していることから、シイ・カシの維持を前提とした樹木上部の伐採はやむを得ないことと考える。
- ・ヒメハルゼミの生態を考えると、樹木伐採はどの時期に行うといいのか。
- ・夏頃は避けたいが、今回は生息地を守るためにシイ・カシ再生のためにはどの時期がよいのか考える必要がある。
- ・普通のセミであれば 10 年程地中にいる。ヒメハルゼミが地中で何年間過ごすかは不明であるが、大木幼木に関わらずシイ・カシの根元には卵がある。そのため、根切りなどは行わず、また地中への衝撃なども最小限に抑えるべきである。
- ・卵や幼虫として地中にいるときから成虫になるまでは、今回の事業実施において深くかわる部分であり、セミの成長サイクルを知った上で慎重に実施してもらいたい。
- ・これまでに、ヒメハルゼミ生息地において樹木伐採を行ったことはないのか。鉄塔付近の樹木伐採については、平成 26 年 5 月の審議会に諮ったうえで実施している。その他には実施の記録は無いようである。
- ・事業者においては、樹木は 1 年で 1 m 伸びるという想定のもとで動いているようであるので、実際にそんなに伸びているのかと疑問に思う。
- ・大木の多くが老木であるため、それほど伸びないのではないか。シイ・カシ類が最大でどの程度大きくなるのかは、植物専門ではないので不明であるが、老木であれば成長も頭打ちになるのではないだろうか。今後の成長を早合点して切らない方がいいのではないのかとも考えている。
- ・次回までの課題としては、枝打ち、根切りを含めて影響を受ける本数を示すこと、送電線の制限離隔を確保する中でどの樹木を切るのか明確にする必要がある。今のままでは幼木まで根切りしてしまうのかと不安である。目視にはなるかと思うが、どの樹を切るのか、シイ・カシについてはどこのどれか、そういった資料をつけるべきである。  
影響範囲などを明確に図示するようにしたい。
- ・事業者の伐採計画の中に、送電線維持という事業者の目的と、八幡宮の社殿保護という地元の目的の 2 つが含まれているようだが。  
内部的に 2 つの目的があるが、事業主体としては 1 つということで申請書が提出されている。
- ・事業主体は 1 つでも理由は別であるのだから、文化財保護法においては別にする必要があるのでないか。書類は一つでもいいが、実施理由及び伐採箇所等を区分し整理しておく必要はある。  
整理する。

## 2 報告事項

### (1) 市指定天然記念物ゲンジボタルの現状変更(岡崎設楽線の拡幅工事)について

#### 【社会教育課報告】

国道1号から新城市を結ぶ岡崎設楽線の道路拡幅工事において、一部市指定天然記念物ゲンジボタルの指定域に近接するものであり、行為の内容によっては保存に影響を及ぼすものとして事業者より申請書の提出を受けた。工事は道路南側(乙川)へ擁壁をつくり、拡幅するものである。

工事の際にはホタルへの影響を考慮し、河川への土砂流出防止策として土砂止め柵を設置するなど、極力地中及び水中に影響のないものとなっている。また、工事期間はホタルが活動的になる時期を避けて行うものとしている。これらを踏まえ、文化財保護審議会委員に相談の上、指定地外であり、保存に大きな影響を及ぼす行為には当たらないものとして、事務局において現状変更等について許可した。

### (2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更(龍城堀西側での接地極埋設工事)について

#### 【社会教育課報告】

市指定史跡岡崎城跡において、既設電柱の根際に埋設している接地極に追加して低減材設置工法を実施し、設備の改修を行うもの。掘削範囲は少なく工事は盛土内に収まることから影響は極小にとどまる見込みであり、文化財保護審議会委員に相談の上、事務局において現状変更等について許可した。

### (3) 市指定天然記念物藤川のまつ並木の補植について

#### 【社会教育課報告】

地元小学生の卒業記念植樹も兼ね、高さ1.8m程度のクロマツの苗を、倒木等で失われた松付近に植樹を2月22日(水)に行う予定である。今回は倒木等で失われた松の付近に補植するが、今後は無秩序な補植により天然記念物としての価値が損なわれないよう、保存管理計画を作成し、計画的な補植を行っていく必要があると考えている。

### (4) 岡崎城跡菅生川端石垣発掘調査について

#### 【社会教育課報告】

平成28年12月7日から平成29年2月28日まで調査を行っており、1月29日(日)及び2月19日(日)に現地説明会を実施したため、報告する。今回の調査の主目的は、石垣隅部と総高を確認することである。結果として現時点では、石垣東隅部及び総高を確認している。石垣西隅部については、本調査期間の初めに実施した際には隅部を確認できなかったため、残り1週間で再度調査を行う予定である。

現地説明会ではアンケートを実施しており、参加者500名の内165名から回答を得られた。菅生川端石垣の魅力や今後期待する整備について意見をもらっているため、これらも参考にしながら、引き続き調査及び活用等について進めていく。

### (5) 北山湿地の県指定天然記念物への指定について

#### 【社会教育課報告】

平成28年6月30日に市指定天然記念物に指定した北山湿地が、平成29年2月10日

に県指定天然記念物に指定された。そのため、岡崎市文化財保護条例第 35 条第 2 項により、市指定は解除されたため報告する。

( 6 ) 平成 29 年度日本遺産の申請について

【社会教育課報告】

日本遺産は地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化、伝統を語るストーリーを各自治体などが作成し、これを「日本遺産」として文化庁が認定する制度である。平成 29 年度認定を目指し、岡崎市として「石」をテーマにストーリーを作成し、2 月初めに申請を行った。

4 その他

( 1 ) 次回以降の審議会開催について

次回審議会は 5 月に実施予定で、委員は改選となる。